

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

平成19年 3 月30日
金 曜 日

号 外(16)

目 次

告 示

○急傾斜地崩壊危険区域の指定

1

告 示

富山県告示第168号

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成19年 3 月30日

富山県知事 石 井 隆 一

谷屋 地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 6 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 6 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標柱番号
氷 見 市		谷 屋	赤 花	8 番 1	標柱 1 号
		"	谷 内	3118番	標柱 2 号
		"	"	3122番	標柱 3 号
		"	上ノ江	3079番	標柱 4 号
		"	"	3050番	標柱 5 号
		"	"	3049番	標柱 6 号

（砂 防 課）